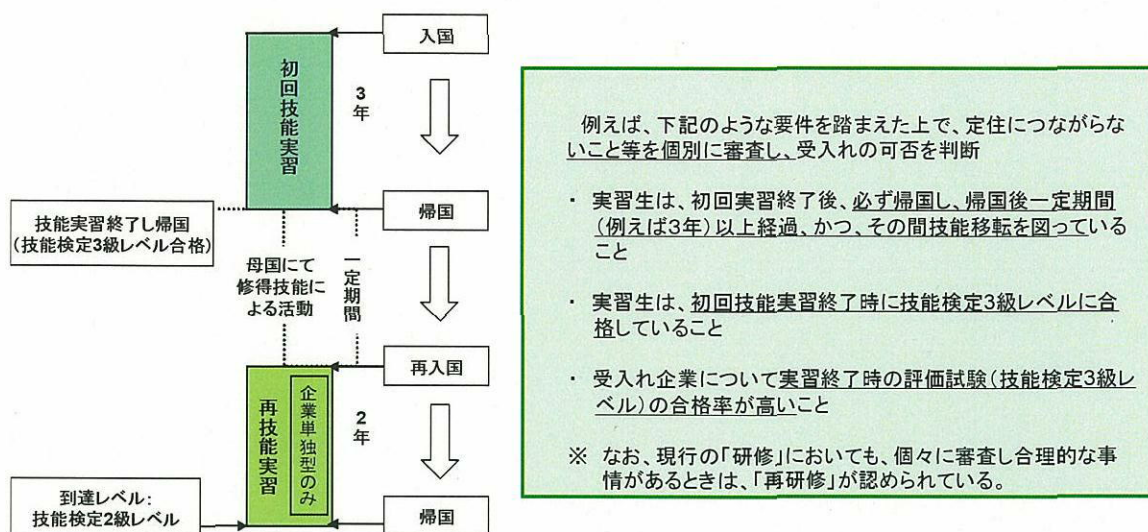


ば、次のように、技能移転の趣旨が十分図られていること、再技能実習生、受入れ企業ともに優良な成績であること等を要件とすべきである。

- ① 帰国後一定期間（例えば、3年）以上経過し、その間、技能移転を行っていること。
- ② 初回技能実習終了時に技能検定3級レベル試験に合格していること。
- ③ 受入れ企業についても技能実習終了時の技能検定3級レベル試験の受験率・合格率が高いこと。



5. 受入れ機関・送出し機関のあり方（ブローカー対策を含む）

上記 I の 2 で述べたように、一部の受入れ機関において不正行為等の問題事案が発生している。また、上記 I の 4 で述べたように、ブローカー等の存在は、制度の趣旨に反するだけでなく、受入れ企業の負担増や実習生に対する拘束的労働の要因ともなっている。したがって、次のような方向で、受入れ機関・送出し機関の適正化を図ることが必要である。

(1) 受入れ企業

一部の受入れ企業において、名義貸し、研修時間外の活動等の不適切な研修が行われていたり、実習移行後においても、労働基準法違反等の問題事案が発生している。

これらの不適正な事案を排除していくためには、ペナルティを強化していくことが必要であり、不正行為を行った受入れ企業に対する規制（現行では、3年間の新規受入れ停止）について、例えば、受入れ停止期間を5年以上に延長するなど、厳格化することが必要である。

〔参考〕

有料職業紹介事業・一般労働者派遣事業の許可が取り消された場合、5年間は再許可を得ることができない。